

災害時要支援者とは

高齢者や障がい者、傷病者、乳幼児、外国人など、災害発生時に何らかの支援が必要な人を災害時要支援者といいます。この災害時要支援者を災害から守るために地域で協力し合いながら、その人の状態・状況に応じた配慮や支援が積極的に行えるようにしましょう。

災害時要支援者の安全な避難誘導

■高齢者や寝たきりの方

- ・あらかじめ災害時の支援者を決めておき、できるだけ複数人で対応できるようにしましょう。
- ・車いすや担架を使うほか、緊急時にはおぶって避難しましょう。



■病气やけがをしている方

- ・状況に応じて、声をかける、肩を貸す、手をそえるなどの協力しましょう。



■目の不自由な方

- ・「お手伝いしましょうか」とまず、声をかけましょう。
- ・誘導するときは、腕を貸してゆっくりと歩きましょう。



■耳の不自由な方

- ・正面から口を大きく動かして話しかけるようにしましょう。
- ・口頭で伝わりにくいときは、身振り手振りや筆談で正確な情報を伝えましょう。



■車いすを利用している方

- ・階段では2人以上で援助し、上りは前向き、下りは後ろ向きで移動しましょう。
- ・支援者が1人の場合はおぶって避難しましょう。



■日本語が十分でない外国人の方

- ・孤立させないように、日本語でもいいので声をかけるようにしましょう。
- ・言葉が通じない場合は、身ぶり手ぶりで伝え、道順などは手で方向を示してあげましょう。



特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

特別警報の位置づけ

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ◆尋常でない大雨や津波などが予想されています。
- ◆重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ◆ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

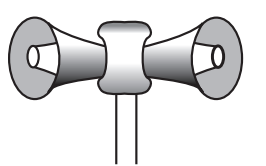
特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



インターネット・気象庁ホームページ



防災無線・広報車

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

「特別警報」については、気象庁ホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
 電話:03-3212-8341 FAX:03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)
 気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp>
 特別警報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

携帯・スマートフォン用QRコード

